

対 象	未収金、貸付金及び債務保証について	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成20年度	
提 出 日(最新提出日)	平成28年3月31日	
監査委員公表日	平成28年4月25日	

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
3 使用料及び手数料 使用料の徴収に過料規定を設けることが望まれる。(意見) P65⑧	占有料の徴収には、占有の許可をしていることが必要であるが、許可を得ずに占有している事例もあることから、所有者に対し、不法占有物件の撤去や占有許可申請の手続きを求めている。 また、占有許可があるが占有料が未払いの方に対しても、文書催告等によって、粘り強く支払を求めている。 不公平な状況や、不法占有物件の解消に努めている。 なお、過料規定についても、引き続き検討していく。	△	基盤整備部	土木管理課	2621	65